

第10回勢田川等水面利用対策協議会 議事概要

平成28年2月23日(火) 14:30~16:00

伊勢市役所本館4-4、4-5会議室

1. 開会

○「第10回勢田川等水面利用対策協議会」を開会した。

2. 配付資料の確認・委員の紹介

○配付資料の確認と委員の紹介を行った。

3. 挨拶

○国土交通省三重河川国道事務所長により開会挨拶を行った。

4. 議事

○(1) 第9回勢田川等水面利用対策協議会の議事概要の確認について
事務局から配付資料により説明を行った。

(委員からの意見)

・異議なし。

○(2) 勢田川等水面利用対策協議会の規約改正について
事務局から配付資料により説明を行った。

(委員からの意見)

・規約の改正について可決された。

○(3) 前回までの協議事項について
事務局から配付資料により説明を行った。

○(4) 報告事項について
事務局から配付資料により説明を行った。

(委員からの意見)

①台風時に地元の船舶所有者は見に来られるが、所有者不明で何年も動いていない船舶の対策をきちんとやって欲しい。

②保管料について、勢田川での適正料金を他の地域と比べて教えて欲しい。

③国や県の予算の限界もあると思うが、ハード面での問題解決を図って欲しい。

④重点的撤去区域に係留している船舶は移動か撤去しなければならず、受け皿となる施設の検討が必要である。

(事務局からの回答)

①所有者不明船の撤去については、平成28年度から4ヶ年で計画的に実施していく。

②今回公募するところは現状施設をそのまま活用する場所であることも踏まえ、今後応募す

る管理者が決めるものだと考えている。

- ③国や県でのハード面の整備については、検討できていない。まずは現状施設の有効活用を検討している。
- ④今後の検討事項として考えていきたい。

○（５）協議・検討事項について

事務局から配付資料により説明を行った。

（委員からの意見）

- ①撤去区域において、５～６人で責任を持って占有する場合は、占有場所として認められるのか。
- ②個人で管理をする場合、保険などをきちっと払えるのか。また、料金がばらばらになるのではないか。
- ③高齢化で廃船したい者がいるが、業者を斡旋してくれるのか。

（事務局からの回答）

- ①撤去区域で管理を希望しても、そこを係留場所として指定することはない。
- ②管理者は今年度公募した際の条件を満たすくらいの管理が出来る方でないとは駄目であると考えている。また、係留施設もいろいろある中で、料金は管理者が決めるものであると考えている。管理者になるためには協議会に認められる必要があり、一定の管理水準を確保できない者を認めることにはならない。
- ③個々の業者を斡旋することはできない。先般、船舶所有者には一般法人FRPリサイクルセンターのチラシを配布したが、そこで問い合わせができる。

○（６）その他 今後の予定について

事務局から配付資料により説明を行った。

5. 閉会

- 「第10回勢田川等水面利用対策協議会」を閉会した。

（事務局作成）